# 「ナースプラクティショナー(専門性の高い職務が可能 な看護師)の必要性」に関する規制改革会議の答申等

- < 「規制改革推進のための第3次答申-規制の集中改革プログラムー」(平成20年12月22 日規制改革会議)(抄)>
- Ⅱ. 各重点分野における規制改革
  - 1 社会保障・少子化対策
  - (1) 医療分野
    - ④ 医師及び他の医療従事者の供給体制の在り方の検討

#### 【問題意識】

当会議は「規制改革推進のための第2次答申」において、深刻化する医師不足問題へ迅速に対応するため、医師と他の医療従事者の役割分担を見直し、医師の業務をより高度で専門的なものに絞ることを提言した。これを踏まえ、厚生労働省は「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」(平成19年12月28日付け医政発第1228001号医政局長通知)を発出したものの、医療従事者が現行の法解釈でも実施可能である事項を改めて列挙するにとどまっており、医師と医療従事者間の役割を大きく見直す内容とはなっていない。

今後、高齢化の進展や療養病床の削減に伴い、在宅・介護施設における医療ニーズが急激に高まる見通しであるが、現状においても過剰労働下にある医師が、在宅・介護施設の医療ニーズにきめ細かく対応していくことができない結果、必要な医療が行き届かない状態が発生することを深く危惧するものである。

また、過酷な勤務環境と医療過誤による訴訟リスクの高まりにより、産科医の減少は特に顕著である。この結果、住み慣れた地域から遠く離れ、なじみの無い地域において出産せざるを得ない、いわゆる "お産難民 "が今後更に増加することも非常に憂慮するものである。

医療従事者の不足の影響を受けるのは国民であり、緊急を要する課題であることから、 その解消方策が早期に実施されるべきである。

## 【具体的施策】

ア 医師と他の医療従事者の役割分担の推進

(ア) 役割分担の更なる推進施策の実施【平成20年度検討開始、逐次措置】

「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」の内容については、各医療機関において適切な役割分担と協働が推進されるよう、全国厚生労働関係部局長会議等において周知を図るととともに、再度「病院勤務医の労

働環境改善の推進について」(平成20年3月21日付け医政局長・保険局長通知)として同内容を含む通知を発出されており、更に周知徹底を図るべきである。

また、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20 年 6 月27日閣議決定、以下「基本方針2008」という。)において、「関係職種間の役割分担の見直し(中略)を進める」とされていること、「『安心と希望の医療確保ビジョン』具体化に関する検討会中間とりまとめ」(平成20年 9 月22日厚生労働省)において、「コメディカルが専門性を持ち、キャリアアップできる仕組みが必要であり、同時に、コメディカルの数を増加させることについて具体的な検討が必要」、「チーム医療を実践することや各職種が専門性を発揮し、患者のためのよりよい医療が行われる体制がとられることを前提に、その職種でなくても行いうる業務を他の職種に担わせるスキルミックスを進めるべき」とされていることを踏まえて、各医療機関等からの要望や実態を踏まえ、更なる役割分担の推進について、速やかに検討し実施すべきである。

具体的には、介護施設内における介護福祉士等の「たんの吸引」や、正常分娩における助産師の更なる活用など、医療従事者等の業務を高度化する施策について、教育・研修の在り方や安全性の確保の観点を含め至急検討を行い、役割分担への更なる推進に向けた制度や解釈の見直しなど必要な措置を講じるべきである。

### (イ) 専門性を高めた職種の導入【平成20年度検討開始】

海外においては、我が国の看護師には認められていない医療行為(検査や薬剤の処方など)について、専門性を高めた看護師が実施している事例が見受けられる。上記の「安心と希望の医療確保ビジョン」具体化に関する検討会中間とりまとめの内容を踏まえると、早急にこのような海外の事例について研究を行い、専門性を高めた新しい職種(慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど)の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討すべきである。

#### (本答申裏表紙より)

本答申における【具体的施策】は、政策提言として、政府に誠実に対応を求める事項である。

なお、本答申の【問題意識】は、当会議におけるこれまでの議論を集約したものであり、 広く国民の意見を聞くため問題提起するものである。 <「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)(抄)>

#### Ⅱ 重点計画事項

- 1 医療
- (4) 医師及び他の医療従事者の供給体制の在り方の検討
- ① 医師と他の医療従事者の役割分担の推進

## ア 役割分担の更なる推進施策の実施【平成20年度検討開始、逐次措置】

「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」(平成19年12月28日付け医政発第1228001号医政局長通知)の内容については、各医療機関において適切な役割分担と協働が推進されるよう、全国厚生労働関係部局長会議等において周知を図るととともに、再度「病院勤務医の労働環境改善の推進について」(平成20年3月21日付け医政局長・保険局長通知)として同内容を含む通知を発出されており、更に周知徹底を図る。

また、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定、以下「基本方針2008」という。)において、「関係職種間の役割分担の見直し(中略)を進める」とされていること、「『安心と希望の医療確保ビジョン』具体化に関する検討会中間とりまとめ」(平成20年9月22日厚生労働省)において、「コメディカルが専門性を持ち、キャリアアップできる仕組みが必要であり、同時に、コメディカルの数を増加させることについて具体的な検討が必要」、「チーム医療を実践することや各職種が専門性を発揮し、患者のためのよりよい医療が行われる体制がとられることを前提に、その職種でなくても行いうる業務を他の職種に担わせるスキルミックスを進めるべき」とされていることを踏まえて、各医療機関等からの要望や実態を踏まえ、更なる役割分担の推進施策について、速やかに検討し実施する。

具体的には、介護施設内における介護福祉士等の「たんの吸引」や、正常分娩における助産師の更なる活用など、医療従事者等の業務を高度化する施策について、教育・研修の在り方や安全性の確保の観点を含め至急検討を行い、役割分担の更なる推進に向けた制度や解釈の見直しなど必要な措置を講じる。(Ⅲ医療キ⑤b)

## イ 専門性を高めた職種の導入【平成20年度検討開始】

海外においては、我が国の看護師には認められていない医療行為(検査や薬剤の処方など)について、専門性を高めた看護師が実施している事例が見受けられる。上記の「安心と希望の医療確保ビジョン」具体化に関する検討会中間とりまとめの内容を踏まえると、早急にこのような海外の事例について研究を行い、専門性を高めた新しい職種(慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど)の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。(Ⅲ医療キ⑤c)